

「養豚農業の振興に関する基本方針」（案）のポイント

1 背景

- 平成26年6月に成立した養豚農業振興法第3条に基づく初の基本方針
- 農林水産大臣が以下の（1）～（6）の項目について定めることとされている。
- 策定期限の定めは無いが、基本計画に併せて今回策定。

2 基本方針の項目と主要事項

（1）養豚農業振興の意義、課題

- 国内由来飼料の利用拡大により、循環型社会の形成にも寄与する可能性。
- 飼料費の上昇によるコスト増や、環境問題での地域住民の苦情などの環境規制の強化が課題

（2）養豚農業の経営の安定

- 規模拡大等による生産コストの低減のため、畜産クラスターの仕組みも活用し、生産基盤を整備
- 黒豚など特定の品種や、米など国内由来飼料の利用により、豚肉のブランド化、差別化

（3）国内由来飼料の利用の推進

- 飼料用米の利用推進のため、需給のマッチングを実施
- エコフィードの利用推進のため、関係法令の特例制度の活用事例や運用方針を地方自治体等へ周知

（4）豚の飼養衛生管理の高度化

- 農場HACCPの普及・定着等により、畜産物の安全を向上
- オールイン・オールアウト方式の導入等により伝染性疾病発生リスクを抑制し、光触媒等の最適な施設・技術により臭気、污水対策

（5）安全・安心できる豚肉の生産、消費の拡大

- 飼料用米の利用等の特色ある飼養方法について、豚肉の品質差を客観的に示す研究を行い、消費者の理解を促す

（6）その他養豚農業の振興に関し必要な事項

- 産地食肉センターを中心とした食肉処理施設の再編整備
- 豚肉の取引規格、豚肉及び加工品の品質表示の普及